

令和2年(行ウ)第22号

違法公金支出金返還請求事件

原告 菱木政晴 外11名

被告 京都府知事 西脇隆俊

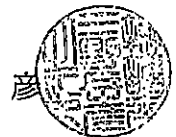
被告第3準備書面

令和4年1月20日

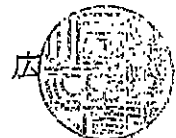
京都地方裁判所第3民事部合議EB6係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 三 野 岳 彦



弁護士 宮 川 孝 広



(原告準備書面3に対する認否反論)

1 「大嘗祭の歴史的変遷」について

- (1) 「古代大嘗祭の成立」について、詳細は不知であるが、特に争わない。
- (2) 「中世・近世における大嘗祭」について、詳細は不知であるが、特に争わない。原告らは「大嘗祭は・・・もはや天皇の代替わりにあたって必須の祭祀ではなくなっていた」としているが、戦乱が続いたことによる中断等ということからすれば、天皇の即位に際して行われるべき伝統的行事という基本的性格が失われたわけではないと理解される。
- (3) 「抜穂の儀の歴史的変遷」について、詳細は不知であるが、特に争わない。

- (4) 「明治維新と大嘗祭」について、詳細は不知であるが、特に争わない。
ただし、大嘗祭抜穂の儀について、地方官に命じて行わせるものとされたとの一事から、地方官である府県知事が天皇に服属することを宣明する服属儀礼であったといえるかについては議論の余地があるように思われる。

2 「近代の大嘗祭と抜穂の儀」について

- (1) 「神仏分離と国家神道の創出」について、明治政府が神仏判然令を出したことなど客観的事実については争わないが、それらの解釈及び評価については不知。
- (2) 「旧皇室典範と登極令」について、大日本帝国憲法及び旧皇室典範の制定と条文内容など客観的事実については争わないが、その評価については不知。

即位の儀と大嘗祭の関係について、間隔を置いて行われることがあったことなど客観的事実については争わないが、「両者は別個の行事であった」とする原告らの主張については争う。時代により変動はあるものの、即位の儀と大嘗祭が天皇の即位に伴う一連の伝統的儀式であるという基本的性格は失われていないと理解される。

その一方で、そうした儀式の有する意味が、神道や仏教との関係、あるいは憲法における天皇の位置付けとの関係などから、さまざまに変化しうるものであることは当然である。

- (3) 「大嘗祭抜穂の儀」について、登極令及び登極令附式の規定内容については認める。大嘗祭抜穂の儀が有していた意味についての原告ら主張も特に争わないが、あくまで大日本帝国憲法と登極令のもとでのものである。
- (4) 「大正大礼 1915年の抜穂の儀」について、各儀式が行われたとの客観的事実は争わないが、その評価については不知。

- (5) 「昭和大礼 1928年の抜穂の儀」について、儀式が行われたとの客観的事実は争わないが、その評価については不知。

3 「国家神道の形成と帝国憲法下での信教の自由」について

GHQにより神道指令が発せられたこと、帝国憲法が制定され、信教の自由を定める条文が置かれたこと、教育勅語が出されたことなどの客観的事実については認めるが、その解釈及び評価については不知。

4 「GHQの神道指令と国家神道の解体」について

GHQの神道指令及び天皇の人間宣言などの事実は争わないが、その評価については不知。

5 「戦後の大嘗祭－国家の祭祀の復活」について

- (1) 現皇室典範が即位の礼のみを規定し、大嘗祭に関する規定が置かれなかったことは認めるが、そのことにより当然に大嘗祭が天皇の私的な祭祀となった旨の主張については争う。

大嘗祭について、法律に規定される儀式でなくなり、国事行為でないことは認められるが、私的な祭祀とするか、公的性格を有する行事として行うかは、その位置付けや意味合いの定め方いかんによる。

- (2) 平成元年12月21日に閣議口頭了解がなされた事実及び平成2年の大嘗祭について宮廷費約22億5000万円が支出された事実は認める。

「大嘗祭の意義」について、「皇位の継承があったときには、必ず挙行すべきもの」とされていたとする閣議口頭了解が明らかに歴史的事実に反するとの主張については争う。戦乱が続いたことによる中断等があったものの、天皇の即位に際して行われるべき伝統的行事という基本的性格が失われたわけではないと理解されることは既に述べたとおりであ

る。

宗教上の儀式としての性格を有することと、公的性格があるとするこ
ととが論理矛盾であるとの主張についても争う。宗教上の儀式としての
性格と公的性格との関係について、最大昭和52年7月13日（津地鎮
祭訴訟大法廷判決）は、政教分離原則は国家が宗教とのかかわり合いを
もつことを全く許さないとするものではなく、その行為の目的及び効果
を検討して判断すべきとしており、宗教的性格と公的性格とが併存する
場合があること自体は当然の前提としている。

(3) 令和の大嘗祭が平成の大嘗祭に関する閣議口頭了解における「大嘗祭
の意義」を踏襲したものであること、平成元年の政府見解が原告ら主張
のとおりであることについては、いずれも認める。大嘗祭についてのさ
まざまな見解については不知。

(4) 大嘗祭への公費支出がおよそ違憲であるとの原告ら主張については争
う。ただし、本件訴訟において問題とされる公金支出は知事らの参列の
ための費用であり、大嘗祭の費用を宮廷費と内廷費のいずれから支出す
べきかという議論とは直接関係しない。

6 「抜穂の儀、大嘗宮の儀への京都府知事の参列」について

帝国憲法下での登極令とその附式に基づいて行われた一連の儀式が有し
た意味については特に争うものではないが、そのことから現行憲法下で行
われた大嘗祭における知事の参列についても服属儀礼としての意味や役割
を有するとする原告らの主張については争う。

儀式というものは、沿革や由来を有し、古来の方式や次第等を踏襲する
ことがあっても、儀式の持つ意味や位置付けについては時代とともにさま
ざまに変化するものである。帝国憲法と現行憲法とでは、天皇の位置付け
や天皇と国民との関係などが全く異なっている。また、現行憲法は、国民
主権原理のもとで、帝国憲法にはなかった地方自治に関する規定を新たに

設け、地方公共団体の長（知事等）は主権の存する住民らの直接選挙により選ばれることを定めている。

原告らは、大嘗祭への知事の参列について、被支配者の代表として服属儀礼に参加するものと主張するが、現行憲法下にあつては、知事は被支配者の代表でもなければ、天皇に服属するものでもない。原告らの主張は、現行憲法とは相容れない独自の解釈というほかなく、知事の参列行為が社会的儀礼としてのものであることを否定する根拠とは到底なり得ない。

7 「結び」について

現在の天皇の即位にあたり即位の礼と大嘗宮の儀が続けて行われたこと、それが登極令の規定に基づく方式を踏襲したものであること、大嘗祭が宗教儀式としての性質を有することについては、いずれも認める。

今回の大嘗祭が帝国憲法及び登極令のもとの方式や次第を踏襲して行われたことをもって、天皇の神性や国民の服属など帝国憲法下で有していた意味までそのまま引き継がれたとする原告らの主張については争う。方式等を踏襲していても、儀式が持つ意味については時代とともに変化することは既に述べたとおりである。

今回の大嘗祭についての政府見解は、乙1号証のとおりであり、儀式の起源や沿革を確認し、伝統をふまえて方式を定めてはいるが、その意義については「安寧と五穀豊穡などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穡などを祈念される儀式」としており、現行憲法が定める天皇の地位や国民主権の原理と相容れないものではない。立憲主義の見地からも憲法違反であるという原告らの主張については争う。

以 上